

令和 8 年度 奈良県共同募金助成 広域助成申請に係る審査基準

共同募金の広域助成申請にかかる審査については、「社会福祉法人 奈良県共同募金会 共同募金助成要綱」（以下、「要綱」という。）、「令和 8 年度 奈良県共同募金助成要領」及び「令和 8 年度 奈良県共同募金会 広域助成要項」によるほか、本審査基準の定めるところによる。

1 事業内容の審査により助成対象とする事業

下記項目のすべてに該当すると認められる事業に対し助成する。

- ① 地域福祉・更生保護及びその他の社会福祉の向上に資する事業。
- ② 地域福祉課題を的確にとらえ、その課題解決に貢献する事業。
- ③ 寄付者の信頼に十分に答えることができ、共同募金の有用性の理解及び寄付促進につながる事業。

2 助成決定の際に優先する事業

(1) 下記の重点助成分野のいずれかに該当する事業を優先する。

- ① 誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり
- ② 健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり
- ③ 生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援
- ④ 災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援
- ⑤ 生活に困難を抱える人たちへの緊急支援
- ⑥ 福祉のこころ芽生える人づくりへの支援

(2) 共同募金運動啓発助成における車両整備助成については、介護保険等財源措置が制度化されていない社会福祉事業を優先する。

(3) 新規申請団体(令和 4 年度以降に共同募金助成を受けていない団体を含む)が実施する事業

(4) 助成事業実施に際して、関係団体と協働する事業[*注 1]

(5) 令和 7 年度決算[*注 2]における繰越金 [*注 3] が令和 8 年度予算における年間事業活動費[*注 4]に占める割合が低い団体が実施する事業

3 要綱第 3 条「助成対象事業の欠格要件」の(5)「事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業」を適用する基準

令和 7 年度決算[*注 2]における繰越金 [*注 3] が令和 8 年度予算における年間事業活動費[*注 4] を超える場合は、助成対象外とする。

4 要綱第3条「助成対象事業の欠格要件」の(5)「事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業」の適用除外

以下の事業については、当該欠格要件を適用しない。

- ① 社会福祉団体が県内で主催する全国大会、近畿ブロック大会等の臨時的事業。
- ② 社会福祉協議会助成に該当する事業。

[*注1] 互いの特性や能力を活かし、事業の目的達成に向けてともに取り組むことで、役単独団体での実施よりも高い効果が見込まれる事業

[*注2] 決算書(財務諸表等)。財務諸表が無い場合は、該当する項目に読み替える。

[*注3] 当期末支払資金残高に読み替え可能。

当期末支払資金残高は流動資産と流動負債の差額(貯蔵品以外の棚卸資産、1年以内返済予定長期借入金等、引当金を除く)、すなわち、正味運転資金のことをいう。

なお、当期末支払資金残高のうち、令和8年度以後3年以内に計画的に支出する臨時的経費が含まれている場合は、様式1添付書類①「審査基準にかかる理由書」の提出により当該支出額を明確にしたうえで、当期末支払資金残高から除外することができる。

[*注4] 全国大会の開催にかかる費用等、令和8年度における臨時的経費を除く。

当該経費については、様式1添付書類①「審査基準にかかる理由書」に記載すること。